

寝屋川市文化財ボランティア会則

(名称)

第1条 この会は、「寝屋川市文化財ボランティアの会」(以下「本会」という。)と称する。

(組織)

第2条 本会は寝屋川市立埋蔵文化財資料館をサポートするボランティアによって組織する。

(目的)

第3条 本会は、寝屋川市教育委員会文化スポーツ室文化財担当(以下「文化財担当」という。)の指導及び助言などを得て、寝屋川市立埋蔵文化財資料館や市内文化財の保護及び普及啓発につながる活動などに務めるとともに、相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 資料館での解説活動
- (2) 市内文化財などの案内、解説活動
- (3) 文化財理解のための普及活動
- (4) その他、目的達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会は、会の趣旨に賛同し入会する者をもって会員とする。

(会員の要件)

第6条 会員は、所定の研修を受講しなければならない。

(退会)

第7条 退会にあたり、事前に文化財担当に連絡し、退会の報告を行わなければならない。

2 会員が次に該当した場合は脱会しなければならない。

- (1) 会員同士のトラブルや本会の調和を乱した会員は文化財担当及び会長と面談し注意を促し、再発した場合。
- (2) 本会の目的を阻害する行為など、会員としての資質が認められないと文化

財担当が判断した場合。

(3) 政治活動や周溝活動などの介在によりトラブルを起こした場合。

(4) 営利を目的とした行為があった場合。

(役員)

第8条 本会に会長1名、会計1名をおく。

2 役員は会員の互選により定める。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は本会を代表し、会務を総理する。

5 会計は会の経理を担当する。

(会計)

第9条 本会の会計は次の経費を以って充てるものとし、年度末には収支報告書を文化財担当に提出しなければならない。

1. 報償費

2. その他

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項に関し、会員の総意を得て別に定める。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。